

千葉県美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する 協定書に係る変更協定書

千葉県（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉県教育振興財団（以下「乙」という。）との間で令和3年4月1日付けをもって締結した「千葉県美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する令和3年度協定書」について、次のとおり変更協定を締結する。

1 変更事項

(1) 指定管理料

原 協 定	金543,884,000円
変 更 後	金545,027,044円
増 額	金 1,143,044円

(2) 1回当たりの委託料の支払額

原 協 定

令和3年4月	金45,323,674円
令和3年5月～令和4年3月	金45,323,666円

変 更 後

令和3年4月	金45,323,674円
令和3年5月～令和4年2月	金45,323,666円
令和4年3月	金46,466,710円

2 変更理由

新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条の規定により定められた指定感染症をいう。以下同じ。）の拡大防止のために甲が施設を利用制限したことにより、「千葉県美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する基本協定書」第48条第1項の規定により算出した指定管理料の算定式に大幅な変更が生じたと認められるため、管理業務（自主事業の実施に関する業務及びこれに付帯する業務を除く。）の費用について、指定管理料を変更する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 千葉県中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千 葉 市 長 神 谷 俊



乙 千葉県中央区弁天3丁目7番7号
公益財団法人千葉県教育振興財団
理 事 長 森 雅 彦

